

教育委員会

議案第 52 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、教育委員会の所管する部分

議案第 52 号 令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、教育委員会の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

予算説明書の 46 ページをお願いします。

款 14 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 2 教育費負担金、節 1 保健体育費負担金の説明欄、日本スポーツ振興センター等負担金のうち教育委員会所管分は、学校管理下における児童・生徒の負傷、疾病などに対する医療費等の給付を行うための、災害共済掛金に係る保護者負担金の精算です。

52 ページをお願いします。

款 15 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 8 教育使用料、節 4 社会教育使用料の説明欄、生涯学習センターから和邇文化センターまでの各使用料は、それぞれの施設使用料の精算です。

58 ページをお願いします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金の説明欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち教育委員会所管分は、学校給食の賄材料費の物価高騰相当分等に充当するものです。

64 ページをお願いします。

目 7 教育費国庫補助金、節 1 教育総務費国庫補助金の説明欄、教育支援体制整備事業費補助金のうち教育委員会所管分は、日本語を話せない帰国外国人児童生徒への日本語指導事業、不登校児童生徒等の学び継続事業及び切れ目ない支援体制整備充実事業に対する補助金の精算であり、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、スクールガード傷害・賠償責任保険加入経費やストップマークの購入経費に対する補助金の精算です。

節 2 小学校費国庫補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金は、国の補正予算を活用した長寿命化改良や体育館空調設備整備、トイレ改修事業等の前倒しに伴う増額であり、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金は、経済的理由等により援助を行っている就学奨励費等に対する補助金の精算です。

節 3 中学校費国庫補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金は、国の補正予算を活用した長寿命化改良や体育館空調設備整備、トイレ

レ改修事業等の前倒しに伴う増額であり、理科教育等設備整備費補助金は、理科教育の振興を図るための備品購入費に対する補助金の精算であり、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金は、経済的理由等により援助を行っている就学奨励費等に対する補助金の精算です。

節5 保健体育費国庫補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金は、国の補正予算を活用した南部共同調理場のガスヒートポンプ更新工事事業の前倒しに伴う増額であり、部活動指導員配置促進事業費補助金は、学校での部活動指導員の配置に対する補助金の精算です。

68 ページをお願いします。

款17 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金、説明欄、自治振興交付金のうち教育委員会所管分は、中学生チャレンジウィーク事業等に対する交付金の精算です。

72 ページをお願いします。

目5 農林水産業費県補助金、節3 林業費県補助金、説明欄の森林環境学習やまのこ事業費補助金は、葛川少年自然の家で実施している体験学習に対する補助金の精算です。

74 ページをお願いします。

目 8 教育費県補助金、節 1 教育総務費県補助金、説明欄のフリースクール等民間施設利用者支援補助金は、同施設を利用する児童生徒の保護者に対する補助金の精算であり、地域改善対策修学奨励資金事務取扱交付金は、修学奨励資金事務に対する補助金の精算です。

76 ページをお願いします。

目 6 教育費委託金、節 3 保健体育費委託金、説明欄の部活動地域移行推進支援事業委託金は、地域の大学や民間企業と連携し、モデルとして部活動の地域展開を推進する事業に対する委託金の増額です。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

182 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、説明欄 1 教育委員報酬等は、教育委員 4 名の報酬等を実績に応じて精算するものです。

目 2 事務局費、説明欄 2 事務局運営費は、運営費の精算です。

184 ページをお願いします。

目 4 教育指導費、説明欄の 2 教育支援センター運営費は、同センターの運営費の精算であり、3 生きる力を育てる教育推進費は、い

じめ防止対策に係る講師謝礼等の報償費等の精算、並びに、学校生活支援員雇用経費等の精算であり、4 特別支援教育充実費は、看護師免許を保有する医療的ケア支援員の雇用経費等の精算であり、5 国際理解推進費は、外国語指導助手（ALT）を派遣する経費等の精算であり、6 学校地域連携推進費は、学校夢づくりプロジェクト、学校夢づくりプラスやコミュニティ・スクール事業など特色ある学校づくりを支援するための経費等の精算です。

186 ページをお願いします。

7 小・中・幼管理指導費のうち教育委員会所管分は、スクールガード保険負担金等の精算です。

目5 教育振興費、説明欄1 自然体験学習推進費は、小学校4年生を対象とした森林環境学習やまのこ事業の精算であり、2 就学管理費は、児童生徒の就学管理システムの運用等に係る経費の精算であり、3 児童・生徒通学支援費は、児童生徒の遠距離通学者の通学費補助等の精算であり、5 教育振興対策費は、職場体験学習に係る経費等の精算です。

188 ページをお願いします。

目7 教育センター費、説明欄2 教育センター維持管理費及び3 教育センター運営費は、同センターの運営に係る経費の精算です。

目 8 市立科学館費、説明欄 2 科学館管理運営費は、科学館の運営に係る経費の精算です。

190 ページをお願いします。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費、説明欄の 2 学校管理運営費は、今後見込みによる光熱水費等の増額であり、3 学校 I C T 環境整備推進費は、I C T 関連機器の整備に係る経費の精算であり、5 学校施設大規模改修費は、国の補正予算を活用した長寿命化改良や体育館空調設備整備、トイレ改修事業等の前倒しに伴う増額及び事業進捗に伴う精算であり、6 設備維持管理補修費は、学校施設の維持管理経費の精算です。

目 2 教育振興費、説明欄の 2 就学援助費は、要保護及び準要保護世帯等への扶助費の精算です。

目 3 学校建設費、説明欄 1 学校施設整備費は、志賀小学校における土砂災害特別警戒区域対策工事の詳細設計業務等に係る経費の精算です。

192 ページをお願いします。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、説明欄の 2 学校管理運営費は、今後見込みによる光熱水費等の増額であり、3 学校 I C T 環境整備推進費は、I C T 関連機器の整備に係る経費の精算であり、4 生

徒、教員用等設備備品整備費は、生徒用の机・椅子等の更新に係る経費の精算であり、6 学校施設大規模改修費は、国の補正予算を活用した長寿命化改良や体育館空調設備整備、トイレ改修事業の前倒しに伴う増額及び事業進捗に伴う精算であり、7 設備維持管理補修費は、学校施設の維持管理経費の精算です。

目 2 教育振興費、説明欄 1 理科教育教材設備充実費は、理科教育備品整備に係る経費の精算であり、2 就学援助費は、要保護及び準要保護世帯等への扶助費の精算です。

194 ページをお願いします。

項 5 社会教育費、目 1 社会教育総務費、説明欄の 2 北部地域文化センター管理運営費は施設の設備改修や管理運営経費の精算であり、3 社会教育推進費は事業費の精算です。

196 ページをお願いします。

4 和邇文化センター管理運営費は、施設の管理運営経費の精算です。

目 2 生涯学習振興費、説明欄の 1 人権・生涯学習推進費及び 2 青少年教育推進費は、いずれも事業費の精算です。

目 3 生涯学習センター費、説明欄の 2 生涯学習センター管理運営費は、施設の設備改修や管理運営経費の精算です。

198 ページをお願いします。

目 4 少年センター運営費、説明欄の 2 少年センター運営費は、センターの運営費経費の精算です。

目 5 公民館費、説明欄の 1 公民館講座等開設費は、事業費の精算であり、2 公民館管理運営費のうち教育委員会所管分は、小松公民館の新築工事に係る地質調査時期の見直しによる減額です。

目 6 図書館費、説明欄の 3 図書館管理運営費は、施設の設備改修や管理運営経費の精算です。

200 ページをお願いします。

目 7 少年自然の家費、説明欄 2 少年自然の家管理運営費は、施設の設備改修や管理運営経費の精算です。

202 ページをお願いします。

項 6 保健体育費、目 1 保健体育総務費、説明欄の 2 各種健康診断費のうち教育委員会所管分は、児童生徒の健康診断等に係る事業費の精算であり、3 学校保健管理運営費のうち教育委員会所管分は、学校の衛生用品等に係る経費の精算であり、4 学校体育指導推進費は、事業費の精算です。

目 2 学校給食管理費、説明欄の 2 共同調理場施設、設備整備費は、南部共同調理場のガスヒートポンプ更新工事事業の前倒しに伴う不足分を増額するものです。

目 3 学校給食事業特別会計繰出金は、東部学校給食共同調理場の委託料の増額に伴い、収支差額分として特別会計への繰出金を増額するものです。

次に、繰越明許費補正についてご説明を申し上げます。

戻っていただきまして、6 ページをお願いします。

第 2 表繰越明許費補正、款 10 教育費、項 2 小学校費、小学校大規模改造事業、項 3 中学校費、中学校大規模改造事業及び項 6 保健体育費、共同調理場施設設備改修事業は、国の補正予算を活用した長寿命化改良や体育館空調設備整備、トイレ改修事業や南部共同調理場のガスヒートポンプ更新工事に係る経費を翌年度に繰り越すものです。

次に、債務負担行為補正についてご説明を申し上げます。

7 ページをお願いします。

小学校大規模改造事業費及び中学校大規模改造事業費について、それぞれ記載のとおり追加するとともに、小学校大規模改造事業費について、記載のとおり変更するものでございます。

次に、地方債補正についてご説明を申し上げます。

8 ページをお願いします。

義務教育施設整備事業について、事業の前倒しに伴い変更するものでございます。

9 ページをお願いします。

社会教育施設整備事業から図書館施設整備事業まで、事業の進捗及び財政計画の見直しにより廃止するものでございます。

以上、議案第 52 号令和 7 年度大津市一般会計補正予算（第 10 号）のうち、教育委員会が所管いたします部分のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。